

令和 7 年度与党税制改正大綱について

本日、「令和 7 年度与党税制改正大綱」が決定された。

この度の税制改正に当たっては、新地方創生の推進をはじめ、人口減少対策、こども子育て政策の強化、国土強靱化の推進など諸施策に都市自治体が積極的に取り組む中、都市財政に影響を及ぼす多くの課題が含まれていたところであり、とりまとめにあたられた与党関係者の方々のご尽力に敬意を表するものである。

個人所得課税については、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、令和 7 年分以後の所得税の基礎控除の額及び給与所得控除の最低保障額がそれぞれ 10 万円引き上げられるとともに、令和 8 年度分以後の個人住民税の給与所得控除の最低保障額が 10 万円引き上げられるなどとされたところである。こうした見直しについては、現下の物価動向において、人手不足等への対応として、「働き控え」の解消など様々な働き方改革の取組を進めていく中で、地方税財政への影響等を勘案しつつ、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格も踏まえ、とりまとめがされたことは理解するものである。

言うまでもなく、個人住民税は都市自治体における最大の税目であるとともに、住民に身近な行政サービスの基盤となっている。今後、何らかの見直しが行われる場合においても、地方の担う行政サービスに支障をきたすことがないよう、地方交付税原資の減少分も含め、国の責任において、地方一般財源を確保することを強く求める。併せて、地方に大きな影響を及ぼす改正を行う場合、地方の意見を十分に踏まえて対応するよう強く求める。

また、自動車関係諸税については、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行うとされたところであり、自動車を取り巻く大きな環境変化を考慮したうえで、地方財政や地域経済への影響等を踏まえ、丁寧な検討を求めるものである。

固定資産税については、令和5年度税制改正において創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置が2年間延長されたところである。対象資産が限定されるなどの見直しはなされたものの、そもそもこうした政策的措置は、都市自治体の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではない。その政策効果等も十分検証するとともに、期限の到来をもって確実に終了することを強く求める。

企業版ふるさと納税については、都市自治体による自主的かつ自立的な取組により地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等を推進する制度であり、3年間延長されることについて、評価する。運用に当たっては、引き続き、更なる地方創生の充実・強化に資するよう求めるものである。

令和6年12月20日

全国市長会
会 長 松 井 一 實